

平成 25 年 6 月 20 日

国土交通大臣 殿

## 地域型住宅ブランド化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅ブランド化事業の適用を申請します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称： 福井ふるさとの家

グループの名称： 福井ふるさとの家づくりを考える会

平成24年度  
採択グループ番号： 01-0393-0183

(平成25年度新規グループは、採択グループ番号は必要ありません)

(グループ代表者)

代表者名： 佐々木 敬三 代表者印  
代表者所属先： 福井県プレカット協業組合  
代表者構成員番号： 01-0393-0183  
代表者住所： 福井県福井市帆谷町1-41  
電話番号： 0776-38-7610

(グループ事務局)

事務局事業者名： 福井県プレカット協業組合  
事務局構成員番号： 01-0393-0183  
事務局担当者名： 蓑輪 幸一 印  
事務局郵便番号： 919-0324  
事務局住所： 福井県福井市帆谷町1-41  
事務局電話番号： 0776-38-7610  
事務局FAX： 0776-38-7605  
事務局担当者E-mail： fpk@herb.ocn.ne.jp

※ 平成24年度採択グループは、平成24年度に提出された適用申請書から変更点がある場合、その変更点がかかるように(文字の色を変更する、下線を引く等)記載して下さい。

■他の様式にリンクしますので、全て正確に記載してください。

1. 地域型住宅の名称(必須)	福井ふるさとの家		
2. グループの名称(必須)	福井ふるさとの家づくりを考える会		
3. 地域型住宅供給対象地域(必須)	福井県内		
4. 結成年月(必須)	平成24年4月		
5. グループ代表者名(必須)	佐々木 敬三		
6. グループ代表者の所属先(必須)	福井県プレカット協業組合		
7. グループ代表者の構成員番号(必須)	01-0393-0183		
8. グループ代表者所在地(必須)	福井県福井市帆谷町1-41		
9. グループ代表者電話番号(必須)	0776-38-7610		
10. グループ事務局事業者名(必須)	福井県プレカット協業組合		
11. グループ事務局の構成員番号(必須)	01-0393-0183		
12. グループ事務局担当者名(必須)	蓑輪 幸一		
13. グループ事務局郵便番号(必須)	919-0324		
14. グループ事務局所在地(必須)	福井県福井市帆谷町1-41		
15. グループ事務局電話番号(必須)	0776-38-7610		
16. グループ事務局FAX番号(必須)	0776-38-7605		
17. グループ事務局担当者E-mail(必須)	fpk@herb.ocn.ne.jp		
(構成員数) ※様式2-2の各シートからリンクする為、入力はありません。			
I. 原木供給	9	/	
II. 製材・集成材製造・合板製造	19		
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	9		
IV. プレカット	1		
V. 設計	3		
VI. 施工	12		
VII. 木材を扱わない流通	2		
VIII. I～VII以外の業種	1		
A. 使用する地域材に関する事項 (必須)	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称
	合法木材		合法木材認証制度
	ふくいブランド材	福井県内	ふくいブランド材認証制度
	福井県産材	福井県内	福井県木材トレーサビリティ認証制度
B. 平成25年度における地域型住宅の供給予定戸数等 (必須)	地域型住宅の供給予定戸数	(左記の根拠、様式2-2に記載した実績との関係等)	
	うち長期優良住宅	120 戸	30 戸
	地域型住宅による地域材使用予定	(左記の根拠、様式2-2に記載した実績との関係等)	
	うち長期優良住宅分	2400 m <sup>3</sup>	600 m <sup>3</sup>
C. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール(必須) 各工務店に最低1戸の枠を確保した上で、余剰分の枠は先着順にて配分。 先着順の判断は、事務局にて中小工務店の申請書を受理した時点を基準とする。			
D. 平成24年度の執行状況 (H24年度採択グループのみ必須)	採択戸数 注4	交付申請件数	完了実績見込み
	7 戸	7 戸	竣工済 5 戸 竣工予定 2 戸

注1)代表者の所属先及び事務局事業者名は略さず正式名で記載してください。例:株式会社〇(株)×

注2)郵便番号は、ハイフンありで半角入力 例:123-4567

注3)電話番号・FAXは、ハイフンなしで半角入力 例:0123456789

注4)採択戸数は最終的な配分戸数を記入して下さい。























1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 福井ふるさとの家	(地域型住宅供給対象地域) 福井県内
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 福井ふるさとの家づくりを考える会	(結成年月) 平成24年4月
3. 平成24年度のグループ番号(必須)	0 1 - 0 3 9 3 - 0 1 8 3	注1

4. ブランド化事業のねらいに対する取り組み

オ. 地域産業の活性化(a, 必須)

【平成25年度における対応方針】(平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)

a. 【地域材選定の考え方】

地産地消の考え方に基づき、国産材や福井県産材の使用を推奨する一方で、積雪過重に長期間耐える躯体強度の確保、住宅生産上の部材供給の安定性を勘案した上で、「適材適所」な材種選定を優先させる。

■ 構造材

主要構造材(土台・柱・梁・桁)については、**過半を国産材もしくは合法木材を使用**、土台材は、国産JAS材(K3相当)を(主要構造材の過半に、国産材だけでなく、合法木材も使用できるよう変更)



■ 構造材以外の部材

地産地消の観点から、羽柄材(束、屋根垂木材)、下地材には、産地と品質管理が明示された「ふくいブランド材」もしくは「福井県木材トレーサビリティ認証制度」の認証を受けた、福井県産材を過半に使用する。(下地材、羽柄材の合計のうち、過半に県産材を使用するようルール変更) 福井県の伝統工芸品を1品以上利用する。



【平成24年度の課題と対策】

共通ルールに基づいて、主要構造材の過半に国産材を使用したが生産面での課題が生じた点と、羽柄材と下地材に分けて、県産材の使用ルールを定めた結果、発注作業が煩雑になり、生産性と効率性が低下したことから、本年度は、上記赤字部分のとおり、共通ルールを改訂した。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材利用に関する共通ルール(必須)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要構造材については、<b>国産材もしくは合法木材</b>を過半に使用、土台材は国産JAS材(K3相当)を使用する。</li> <li>○羽柄材(束、屋根垂木)下地材に、「ふくいブランド材」もしくは、「<b>福井県木材トレーサビリティ認証制度</b>」の認証を受けた福井県産材を過半に使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷証明書または、納品書</li> <li>・合法木材事業者認定書</li> <li>・県産材納入証明書</li> </ul>

b. 【地域材の使用予定量の共有による、地元原木供給(森林組合)との連携】

地域型住宅の着工予定戸数と上棟時期をグループ内の定例会にて共有し、県産材供給元の森林組合へ早期に伝達、一括発注することで、森林組合の生産効率化や人工乾燥期間の十分な確保、ならびに地元木材市場の活性化に貢献。

c. 【地元伝統工芸品の積極的な活用】

地元福井県の伝統工芸品である越前和紙、越前瓦等を、住宅部材として積極的に採用。各伝統工芸品の生産組合と提携することで、商品選定の容易化と一括発注を図る。1物件につき、1品以上の伝統工芸品の利用を、共通ルールとして運用。



d. 【地域の街並み・景観ガイドラインとの整合】

景観ガイドラインを自主作成し、地元住宅の特徴である「越前瓦」、「越前和紙」に代表される伝統工芸品を、1物件につき1品以上利用することで、伝統的景観に合致する外観作りを図る。

地域型住宅の生産に関する共通ルール	具体的取組内容	個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
地域材情報の共有、地場産業等の積極的活用、街並みガイドライン等に関する共通ルール(任意)	○景観ガイドラインを自主作成し、	・納品書、出荷証明書

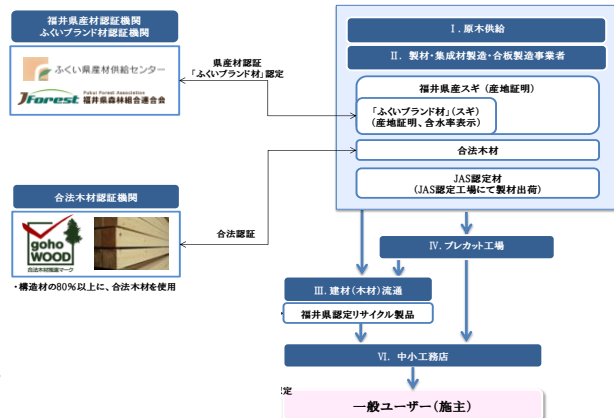
その他(任意)

【平成25年度における対応方針】(平成24年度採択グループは、平成24年度の課題とその対策も併せて記入ください)

【地域材供給の流れ】

右図の通り、主要構造材(土台・柱・梁・桁)については、過半を国産材もしくは合法木材を使用。土台材は、国産JAS材(K3相当)を使用する。

構造材以外の部材は、地産地消の観点から、羽柄材(束、屋根垂木材)、下地材には、産地と品質管理が明示された「ふくいブランド材」もしくは、「福井県木材トレーサビリティ認証制度」の認証を受けた、福井県産材を過半に使用する。



【平成24年度の課題、対策】

福井県産材の利用が初めての施工業者も存在したため、認証制度の手続きや、発注手続きに手間取るケースが多かった。本年度は、昨年経験も踏まえて、認証の手続きマニュアルや、事務局で相談窓口を設けて、地域材利用の一層の円滑化を図る。

## グループ構成員の追加申請

グループ番号	03-0332-0221	グループ名称	福井ふるさとの家づくりを考える会
--------	--------------	--------	------------------

追加構成員リスト

注6 注7

県番号	No	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号	被災地	補助金活用実績	平成24年(1月~12月)実績	
									地域材(丸太)供給量(m <sup>3</sup> )	
<b>I. 原木供給</b>									地域材(丸太)供給量(m <sup>3</sup> )	
	I-1									m <sup>3</sup>
	I-2									m <sup>3</sup>
	I-3									m <sup>3</sup>
	I-4									m <sup>3</sup>
	I-5									m <sup>3</sup>
<b>II. 製材・集成材製造・合板製造</b>									生産量	うち該地域材
	II-1								m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	II-2								m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	II-3								m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	II-4								m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	II-5								m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
<b>III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)</b>									木材供給量	うち該地域材
18	III-1	株式会社ナック		915-0801	福井県越前市家久町63-11-11	0778256222			1,374 m <sup>3</sup>	1,119 m <sup>3</sup>
	III-2								m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	III-3								m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	III-4								m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	III-5								m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
<b>IV. プレカット</b>									プレカット戸数	うち長期優良住宅
	IV-1								戸	戸
	IV-2								戸	戸
	IV-3								戸	戸
	IV-4								戸	戸
	IV-5								戸	戸
<b>V. 設計</b>									木造住宅設計戸数	うち長期優良住宅
	V-1								戸	戸
	V-2								戸	戸
	V-3								戸	戸
	V-4								戸	戸
	V-5								戸	戸
<b>VI. 施工</b>									元請の新築住宅供給戸数	うち木造の長期優良住宅
	VI-1								戸	戸
	VI-2								戸	戸
	VI-3								戸	戸
	VI-4								戸	戸
	VI-5								戸	戸
<b>VII. 木材を扱わない流通</b>										
	VII-1									
	VII-2									
	VII-3									
	VII-4									
<b>VIII. その他( )</b>										
	VIII-1									
	VIII-2									
	VIII-3									
	VIII-4									

■記載上の注意

- 注1) グループNoの欄は、「平成25年度地域型住宅ブランド化事業に関するグループの採択の結果について(採択通知)別紙」記載のグループ番号を記入してください。(例:03-0XXX-0\$\$\$)
- 注2) 事業者名、代表者名、郵便番号、所在地、電話番号は、「様式2-3確認念書」に記載の内容を正確に転記してください。
- 注3) 県番号の欄は、「県番号」のシートを参照して入力してください。
- 注4) 郵便番号は、半角文字で、ハイフオン付きで入力してください。(例:000-0000)
- 注5) 電話番号は、半角文字でハイフオンやかっこを入れずに入力してください。(例:00000000000)
- 注6) 「被災地」の欄については、「VI施工」の事業者について、主たる事業所(本店)が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、○を付けて下さい。参照:内閣府HP(<http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html>)
- 注7) 「補助金活用実績」の欄については、「VI施工」の事業者について、過去に、地域型住宅ブランド化事業や木のいえ整備促進事業等、長期優良住宅の整備に対する補助を受けたことがある場合は○を付けてください。なお、平成24年度地域型住宅ブランド化事業については、補助金の交付はまだなされていなくても、補助金交付決定が下りている事業者については、○を付けてください。
- 注8) 構成員は本社を登録してください。すなわち、所在地は本社の情報、実績は支社や営業所等を含む会社全体の実績を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成22年から24年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。
- 注9) 複数の業者がある場合、業種(I、II...)毎に、平成24年(1月~12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。
- 注10) I~VII以外の業種の構成員がある場合は、VIIIその他に記載してください。( )内に業種名を記入ください。
- 注11) 行が不足する場合は、行末に追加して下さい。
- 注12) この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

平成 26 年 4 月 14 日

地域型住宅ブランド化事業評価事務局 御中

福井ふるさとの家づくりを考える会  
福井県プレカット協業組合

蓑輪 幸



海外の原木供給事業者の構成員登録に関して

合法木材については、原木供給事業者が海外の場合、本申請において、必要とされる本社の念書の期限内での入手が不可能であったため、原木供給事業者の登録を行っていない。当該事業者の原木出荷が適合していることを以下を以て示す。

- (1) 以下に該当する認証制度に基づく証明書の添付

該当認証制度：

林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成 18 年 2 月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品

- (2) 原木の産出国がわかる書類のひな形の添付

以上